

令和3年1月21日

保護者 各位

岡山県立倉敷南高等学校
校長 鳥越 信行

新型コロナウイルス感染症への対応について

時下 保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、岡山県の感染状況が、国が示す感染基準において「ステージ3」に引き上げられたことを受け、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」で示された「地域ごとの行動基準」を判断する際の「地域の感染レベル」が県立学校については「レベル2」に引き上げられました。これに伴いまして、次のことをご確認のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」となる目安について

- (1) 生徒の感染が判明した場合
- (2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

○出席停止とする期間は、上記(1)については保健所等が指示する日まで、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、(3)(4)については症状がみられなくなるまでとします。

○(4)につきましては令和3年1月18日からの対応となります。

2 生徒や教職員の感染が確認された場合の対応について

- (1) 情報確認後、保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、学校の全部または一部を臨時休業することがあります。臨時休業および学校再開については本校のメール配信システムを通じての連絡となります。
- (2) 感染した人を特定しようとしたり、誹謗・中傷すること等がないよう、人権に配慮して、正しい判断と行動を心がけるように指導しています。ご家庭でもご協力をお願いいたします。

3 新型コロナウイルス感染症予防のための留意事項

- (1) これまでどおり、各自ができる次のことを継続してください。
 - マスクの着用 ○手洗い、手指消毒の励行 ○三密を避けての生活
 - 対面を避けての食事 ○十分な換気 ○毎朝の健康観察への回答
- (2) 昼食時について
 - 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、食事時の会話を控えること。
 - 食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- (3) 学校外の行動について
 - 部活動終了後や下校時に生徒同士で食事をするなど控えること。